

平成29年度

OKINAWA型産業応援ファンド事業

- ・ 地域資源活用支援事業
- ・ 新商品開発等支援事業
- ・ 売れる化支援事業

公募要領

【事前相談期間】

平成28年12月19日（月）～平成28年12月27日（火）、
平成29年1月5日（木）～平成29年1月13日（金）
受付時間 09:00～17:00（土・日・祝祭日・12:00～13:00を除く）

【公募期間】

平成29年1月16日（月）～平成29年1月26日（木）
受付時間 09:00～17:00（土・日・祝祭日・12:00～13:00を除く）



公益財団法人

沖縄県産業振興公社

Okinawa Industry Promotion Public Corporation

【問い合わせ先】

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター4階
（公財）沖縄県産業振興公社 経営支援部 経営支援課

TEL : 098-859-6237 FAX : 098-859-6233

E-mail : fund@okinawa-ric.or.jp

目 次

ページ

1. 事業の概要	1
(1) 目的及び事業概要	
(2) 事業の仕組み	
2. 応募の要件	2～3
3. 支援の内容	3～4
(1) 助成率及び助成上限額	
(2) 専門コーディネーターの配置	
(3) 助成期間	
(4) 助成対象経費	
4. 事前相談	5
5. 応 募	5～7
(1) 応募方法	
(2) 公募期間	
(3) 応募に関する注意	
(4) 提出及び問い合わせ先	
6. 審査及び採択	7
(1) 審査方法	
(2) 結果通知	
(3) 採択の取り消し	
7. スケジュール（予定）	7
(別紙) 納税証明書の取得機関	8
(添付1)	11
応募書類チェックシート：「地域資源活用支援事業」「新商品開発等支援事業」	
(添付2)	13
応募書類（雛形）：「地域資源活用支援事業」「新商品開発等支援事業」	
(添付3)	24
応募書類チェックシート：「売れる化支援事業」	
(添付4)	26
応募書類（雛形）：「売れる化支援事業」	

平成29年度 OKINAWA型産業応援ファンド

公募要領：「地域資源活用支援事業」・「新商品開発等支援事業」・「売れる化支援事業」

公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下、「公社」という。）では、基金の運用益を活用し、平成29年度「OKINAWA型産業応援ファンド事業」（地域資源活用支援事業、新商品開発等支援事業、売れる化支援事業）を実施しますので、当該事業に係る事業者を以下の要領で広く募集します。

1. 事業の概要

(1) 目的及び事業概要

OKINAWA型産業応援ファンド事業は、本県の亜熱帯気候、固有の歴史文化といった様々な地域資源を活用した事業を推進することにより、優位性のある事業の芽だしを支援するとともに、沖縄の強みを活かした「OKINAWA型産業（健康・バイオ・観光・環境分野等）」を重点にした県内中小企業の事業化促進を支援することを目的としています。

「地域資源活用支援事業」は、県内の中小企業者、団体等が行う地域資源を活用した事業の掘り起こし（芽出し段階）を対象に、助成金及びハンズオン支援が受けられる事業です。

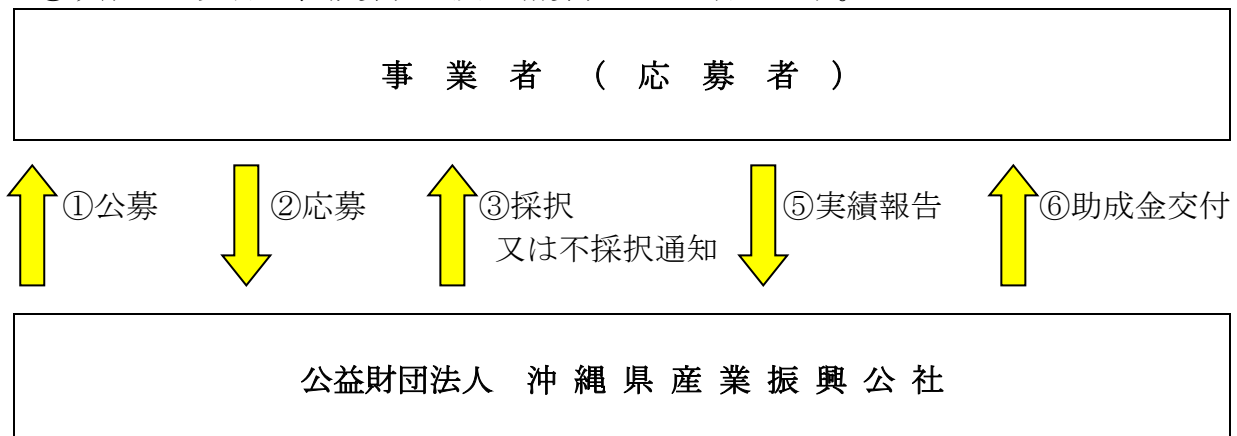
「新商品開発等支援事業」は、県内中小企業が既存の研究開発成果等を活用した新商品・新サービス（重点戦略産業である健康・バイオ、観光・環境分野等に限る）の開発を対象に、助成金及びハンズオン支援が受けられる事業です。

「売れる化支援事業」は、売上拡大を目的に、商品・サービスの特徴や強みを活かした上で商品・サービスの販路開拓、ブラッシュアップ等を支援する事業です。自社で企画・開発し営業及び販促活動を行うものの、売上増加に直結していない、県内の中小企業者等の既存の商品・サービスを対象に、助成金及びハンズオン支援が受けられる事業です。

(2) 事業の仕組み

事業の仕組みは、以下のとおりです。

- ①公社は助成を希望する事業者を公募します。
- ②助成を希望する事業者は、公社指定の企画提案書を提出します。
- ③公社は、審査委員会（外部有識者等）の審査結果を踏まえ、採択、不採択の結果を通知します。
- ④採択された事業者は商品開発や販路開拓等を実施し、実績報告を行います。
- ⑤助成金の交付は、概算払い及び精算払いにて行います。



2. 応募の要件

応募者は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。(3事業に共通です)

- (1) 県内に本社又は主たる事業所を有する企業・団体及び個人で、県内での登記があり、かつ県内で事業活動を平成29年1月16日(当助成事業の公募開始日)時点で一年以上継続して展開していること。なお、個人については、個人事業主として直近1回の確定申告を行っており、平成28年1月15日以前から県内に住所を有していること。
- (2) 県内経済又は、地域経済への波及効果が見込まれること。
- (3) 本応募に係る助成事業を沖縄県内で実施すること。また、実施については応募者が主体性をもって企画開発や事業遂行に取り組み、公社の専門コーディネーターと連携する姿勢があること。
- (4) 助成事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行い、対象経費の収支を明確にした証拠書類を整備・処理する能力を有すること。
- (5) 助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有する者(あるいは有することが出来る者と事業を行う者)。また、助成事業に必要な事業許認可や免許等を取得済みであること。
- (6) 本事業に係る報告書の作成及び報告会への出席が可能であること。
- (7) 過去にOKINAWA型産業応援ファンド事業に採択されていないこと。

以下の要件(8)~(10)は、「地域資源活用支援事業」への応募者に該当する要件です。

- (8) 「地域資源活用支援事業」の対象事業者は、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」第2条に定めのある中小企業者、「商工会及び商工会議所等並びに中心市街地の活性化に関する法律」第7条第7項第7号に定めのある特定会社及び一般社団法人等、または個人事業主を対象とする。
- (9) 「地域資源活用支援事業」の対象事業は、沖縄の地域資源を活用し、かつ新規性のある新商品(一次産品、単純な加工品を除く開発要素のあるもの)またはサービスであること。また、単発的に終了することなく、その継続性が期待される事業、またはその芽だしとなる内容とする。
- (10) 当助成事業開始から1年以内に商品化し、3年以内で事業化が可能な具体的な計画を有していること。

以下の要件(11)~(13)は、「新商品開発等支援事業」への応募者に該当する要件です。

- (11) 「新商品開発等支援事業」の対象事業者は、中小企業(「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」に定めのある「中小企業」とし、他にみなし大企業を含む)とする。
- (12) 「新商品開発等支援事業」の対象事業は、健康・バイオ・観光・環境分野等に関する事業であり、研究・開発段階をある程度終了した新規性のある新商品(一次産品、単純な加工品を除く開発要素のあるもの)またはサービスで、試作品等があること、または既存商品のリニューアルにおいて、それを商品化し事業化するとともに企業が自立的に事業を続けられることが期待できる内容とする。
- (13) 当助成事業開始から1年以内に商品化し、3年以内で事業化が可能な具体的な計画を有していること。

以下の要件(14)～(16)は、「売れる化支援事業」への応募者に該当する要件です。

- (14) 「売れる化支援事業」の対象事業者は、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」第2条に定めのある中小企業者、一般社団法人、一般財団法人、または個人事業主を対象とする。
- (15) 「売れる化支援事業」の対象事業は、既に販売実績があるものの売上が低調な商品やサービスの特徴や強みに磨きをかけることにより、継続的な売上向上が期待できる内容とする。なお、対象となる商品・サービスは、健康・バイオ・観光・環境分野等または沖縄の地域資源を活用した分野のいずれかであり、自社で企画・開発した独自性のあるものであること（同一ブランド及び同一シリーズの複数商品・サービスを含み、一次産品、単純な加工品を除く）。
- (16) 本事業終了後、3年程度で応募時の商品・サービスの売上高の2倍以上となる具体的な計画を有すること。

3. 支援の内容

(1) 助成率及び助成限度額

- | | | |
|---------------------|--------------|-----------------|
| ① <u>地域資源活用支援事業</u> | 事業費の 8/10 以内 | (上限 500 万円/件) |
| ② <u>新商品開発等支援事業</u> | 事業費の 3/4 以内 | (上限 1,000 万円/件) |
| ③ <u>売れる化支援事業</u> | 事業費の 8/10 以内 | (上限 300 万円/件) |

(2) 専門コーディネーターの配置

採択された事業計画を共に推進する専門コーディネーターを配置します。

(3) 助成期間

助成期間は、1年間です。（平成29年度の採択事業者については、平成29年4月から平成30年2月までを予定しています。）

ただし、「地域資源活用支援事業」及び「新商品開発等支援事業」については、原則として単年度の採択となりますが、下の表に該当する場合、平成29年度まで助成期間を継続申請することが可能です。なお、継続については年度ごとに成果を検証し、継続採択するか否かを判断します。（継続審査会で判定を行いますので、ご了承ください。）

事業名	採択初年度
新商品開発等支援事業	平成28年度
地域資源活用支援事業	平成27年度・平成28年度

(4) 助成対象経費

助成対象経費は、次のとおりです。

- 委員、講師又はコーディネーター等の外部専門家に対する謝金及び旅費
- 会議費、会場借料、会場整備費、印刷製本費（チラシやリーフレットの作成費）、資料購入費、通信運搬費、調査・分析費、開発研究費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、備品購入費、消耗品費、機器借上料、借損料、雑役務費等の事務経費
- 調査研究費、開発研究等の委託費（いずれも事業のすべてを委託するものを除く。）
- パテント取得や展示出展等の販路開拓のための経費

なお、対象経費は下記の項目別に応募書類に記載してください。

- | |
|--|
| (1) 委員会費又は専門家招聘費
委員会開催等に伴う謝金、旅費、会議費、会場借料費の経費等 |
| (2) 研究開発費又は商品開発費
研究開発、商品開発に伴う必要な経費等 |
| (3) 調査費
研究開発・商品開発・マーケティング等の調査に伴う経費等 |
| (4) 機械費(※)
研究開発、商品開発に必要な機器等に伴う機器借上（リース）料の経費等 |
| (5) 販路開拓費
販路開拓に伴う展示会出展、販促物の作成の経費等 |
| (6) その他
上記以外の経費であって、開発商品やパッケージデザインに伴うパテント取得等、特に必要と認める経費 |

※「売れる化支援事業」では、「機械費」は助成対象経費の中に含まれません。

助成対象外となる経費として以下のようなものがあります。

- 雇用した職員の人件費
- デジタルカメラ、PC、プリンター等、採択事業以外でも使用できる汎用性の高い備品の購入
- 消費税及び地方消費税
- 地代、家賃
- 設備投資費用
- 店舗改装費用
- 販売を目的とした商品の原材料等、直接収益の原価に該当する費用

4. 事前相談

事前相談期間（公募期間前の1ヵ月程度）を設け、同事業の内容及び応募を希望する企業等の相談を受け付けますので、応募を考えている方は、是非一度相談にお越しください。

※応募の必須要件ではありません。

事前相談期間

平成28年12月19日（月）～12月27日（火）、

平成29年1月5日（木）～1月13日（金） ※電話予約制（098-859-6237）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日・12:00～13:00を除く）

※混み合うことが予想されますので、1相談につき30分間程度とさせていただきます。

※電話予約の際は、当該3事業の中から、希望の事業をお伝えください。

5. 応募

(1) 応募方法

以下の応募書類・添付資料を下記の部数、持参または郵送にて提出してください。

（応募書類の手書きは不可とします）

・応募書類チェックシート：1枚（片面印刷）

・原本（応募書類一式・添付資料一式・その他補足説明資料）：1部（片面印刷）

・副本（応募書類一式・その他補足説明資料のコピー）：15部（両面印刷）

※副本には、書類左側に2穴パンチで綴じ穴を開けてください。

※書類はA4サイズで統一し、部単位でダブルクリップで止めてください。

（ホチキス止めは行わないでください。）

【応募書類チェックシート】

応募書類チェックシートを1枚、必ず提出してください。

【応募書類】

① 企画提案書A もしくは 企画提案書B

※希望する助成事業により企画提案書のフォーマットが異なります。

「地域資源活用支援事業」および「新商品開発等支援事業」は企画提案書Aに、

「売れる化支援事業」は企画提案書Bに記入してください。

② 企業概要書（別紙1）

③ 事業計画書（別紙2）

④ 収支計画書（別紙3）

⑤ 助成事業対象経費（別紙4）

⑥ 直近3ヵ年の決算書（損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書（製造業のみ））

（個人事業主については直近3ヵ年の確定申告書）

【添付資料】

- ① 会社の登記簿謄本 ※直近3ヵ月以内に取得したもの
(個人事業主については住民票)
- ② 直近の法人税(証明書の種類:「その3」)、法人事業税、法人県民税及び法人市町村民税の納税証明書
※未納の税額がないことの確認として提出していただきます(取得機関は別紙参照)。
(個人事業主については申告所得税、個人事業税、個人住民税の納税証明書)

取得機関	法人	個人事業主
税務署	法人税	申告所得税
県税事務所	法人事業税、法人県民税	個人事業税
市町村役場	法人市町村民税	個人住民税

【その他補足説明資料】

- ① 会社案内、製品等のパンフレット等(任意)

※納税証明書の取得機関は8~9ページを参照下さい。

※応募書類は公益財団法人沖縄県産業振興公社HPからダウンロードできます。

<http://www.okinawa-ric.jp>

(2) 公募期間

平成29年1月16日(月) ~ 平成29年1月26日(木) 17:00必着

受付時間 09:00 ~ 17:00 (土・日・祝祭日・12:00~13:00は除く)

- (注) 書類に不備等がある場合は、審査の対象とならない事がありますので、必ず応募書類等の確認をしてから提出してください。
- (注) 郵送による提出の場合、公募期間の最終日時(平成29年1月26日(木)17時)までに到着したものに限りします。
- (注) 期限を過ぎてからの提出、差し替えは受け付けませんので、期限前に余裕を持って提出してください。
- (注) FAX及びメールによる提出は受け付けません。
- (注) なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

(3) 応募に関する注意

- ① 応募に関しては、OKINAWA型産業応援ファンド事業を通して、一事業者1件とします。
- ② 事業者が同一の課題又は内容で、国、公共団体、又はそれらに準ずる公的機関の助成制度により助成(委託事業を含む)を受けている場合や採択が決定している

場合は、審査の対象外、又は採択の決定が取り消される場合があります。

- ③ 採択された場合でも、助成金交付額は、審査、査定等の結果、申請額と異なる場合があります。
- ④ 採択された場合は、事業者名、ビジネスプラン名、及び事業の概要等を一般（新聞、ホームページ等）に公表します。
- ⑤ 採択企業は、助成期間はもちろんのこと、助成期間終了後においても助成事業に基づくビジネスプランの事業化に努めなければなりません。また、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、当該助成事業に係る過去1年間の事業化状況について、毎年、事業化状況報告書を提出していただきます。

(4) 提出及び問い合わせ先

〒901-0152

沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4F
公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援部 経営支援課

TEL：098-859-6237

担当：銘苺、下村、高野、名幸、砂川

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝祭日・12:00～13:00は除く）

6. 審査及び採択

(1) 審査方法

企画提案書の内容について、公社が設置する外部有識者等により構成する「OKINAWA型産業応援ファンド事業審査委員会（以下「審査会」という。）」において審議を行います。公社は、審査会の審議結果を踏まえ、助成対象事業者を採択します。

なお、審査は非公開で行いますので、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 結果通知

採択（内定）・不採択の結果は、全ての応募者に郵送にて通知します。

なお、審査結果の通知時期は、平成29年3月下旬を予定しております。

(3) 採択の取り消し

応募内容の虚偽、助成金の重複受給が判明した場合は、採択決定後であっても採択を取り消し、助成金の返還請求、罰金の適用等を行うことがあります。

7. スケジュール（予定）

	平成28年度				平成29年度	
	12月	1月	2月	3月	4月	2月
公募説明会	12/5・6・8・16					
相談期間	12/19～27	1/5～13				
公募期間		1/16～26				
審査			→→→→	→→→		
内定通知				3月下旬		
支援期間					4月→	←2月

納税証明書の取得機関

(別紙)

【法人税・申告所得税】 ※納税証明書は申告・納税を行っている税務署にて取得できます。

他の税務署では取得できません。

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号
石垣	907-8502	石垣市字登野城 8 番地	0980-82-3074
沖縄	904-2193	沖縄市東 2 丁目 1 番 1 号	098-938-0031
北那覇	901-2550	浦添市宮城 5 丁目 6 番 12 号	098-877-1324
名護	905-8668	名護市東江 4 丁目 10 番 1 号	0980-52-2920
那覇	900-8543	那覇市旭町 9 番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3101
宮古島	906-8601	宮古島市平良字東仲宗根 807 番地の 7	0980-72-4874

【法人事業税、法人県民税、個人事業税】 ※納税証明書は申告・納税を行っている県税事務所にて取得できます。

他の県税事務所では取得できません。

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
那覇県税事務所	900-0029	那覇市旭町 116-37(沖縄県南部合同庁舎 2・3F)	098-867-1066
コザ県税事務所	904-2155	沖縄市美原一丁目 6 番 34 号(沖縄県中部合同庁舎 1 階)	098-894-6500
名護県税事務所	905-0015	名護市大南一丁目 13 番 11 号(沖縄県北部合同庁舎 1 階)	0980-52-2824
宮古事務所県税課	906-0012	宮古島市平良字西里 1125(沖縄県宮古合同庁舎 1 階)	0980-72-2553
八重山事務所県税課	907-0002	石垣市字真栄里 438-1(沖縄県八重山合同庁舎 1 階)	0980-82-3045

【法人市町村民税、個人住民税】 ※納税証明書は申告・納税を行っている市町村にて取得できます。

他の市町村では取得できません。

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
那覇市	900-8585	那覇市泉崎 1-1-1	098-867-0111
宜野湾市	901-2710	宜野湾市字野嵩 1-1-1	098-893-4411
石垣市	907-8501	石垣市美崎町 14	0980-82-9911
浦添市	901-2501	浦添市字安波茶 1-1-1	098-876-1234
名護市	905-8540	名護市港 1-1-1	0980-53-1212
糸満市	901-0392	糸満市潮崎町 1-1	098-840-8111
沖縄市	904-8501	沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-1212
豊見城市	901-0292	豊見城市字翁長 854-1	098-850-0024
うるま市	904-2292	うるま市みどり町 1-1-1	098-974-3111

市町村名	郵便番号	所在地	電話番号
宮古島市	906-0012	宮古島市平良字西里 186	0980-72-3751
南城市	901-0695	南城市玉城字富里 143	098-948-7111
国頭村	905-1495	国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大宜味村	905-1392	大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東 村	905-1292	東村字平良 804	0980-43-2201
今帰仁村	905-0492	今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本部町	905-0292	本部町字東 5	0980-47-2101
恩納村	904-0492	恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜野座村	904-1392	宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金武町	904-1292	金武町字金武 1	098-968-2111
伊江村	905-0592	伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読谷村	904-0392	読谷村字座喜味 2901	098-982-9200
嘉手納町	904-0293	嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北谷町	904-0192	北谷町字桑江 226	098-936-1234
北中城村	901-2392	北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中城村	901-2493	中城村字当間 176	098-895-2131
西原町	903-0220	西原町字嘉手苺 112	098-945-5011
与那原町	901-1392	与那原町字上与那原 16	098-945-2201
南風原町	901-1195	南風原町字兼城 686	098-889-4415
渡嘉敷村	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座間味村	901-3496	座間味村字座間味 109	098-987-2311
粟国村	901-3792	粟国村字東 367	098-988-2016
渡名喜村	901-3692	渡名喜村字渡名喜 1917-3	098-989-2002
南大東村	901-3895	南大東村字南 144-1	0980-22-2001
北大東村	901-3992	北大東村字中野 218	0980-23-4001
伊平屋村	905-0793	伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊是名村	905-0695	伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
久米島町	901-3193	久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八重瀬町	901-0592	八重瀬町字具志頭 659	098-998-2200
多良間村	906-0692	多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2011
竹富町	907-8503	石垣市美崎町 11	0980-82-6191
与那国町	907-1892	与那国町字与那国 129	0980-87-2241